

法改正情報	司法書士 ファンダメンタル 要点整理＋一問一答 1 民法 第2版
-------	-------------------------------------

4162-1

平成 28 年 6 月 1 日に成立し、同 7 日に公布・施行された「民法の一部を改正する法律」により、女性の再婚禁止期間等の規定に関する本書の記載に変更が生じました。

恐れ入りますが、以下の新旧対照表をご確認の上、本書をご利用いただきますようお願い申し上げます。

早稲田経営出版

ページ	改正前	改正後
443	「 <u>5</u> 婚姻の取消しのまとめ」の表中 「③ 再婚禁止期間内の婚姻」－「取消し の制限（民 § 744～747）」の欄 <u>6 か月</u> 経過後は不可 再婚後に <u>懐胎</u> したときは	起算して 100 日 経過後は不可 再婚後に 出産 したときは
445	答 6 解説 1～2 行目 取消しの日から <u>6 か月</u> を経過した後で なければ、再婚を	取消しの日から 起算して 100 日 を経過 した後でなければ、 原則として、 再婚を
	答 7 解説 1 行目・2 行目 取消しの <u>前から</u> 懐胎していた (民 § 733Ⅱ)	取消しの <u>後に</u> 出産した (民 § 733Ⅱ②)

以上